

原皮需給安定緊急対策事業実施要綱

令和2年4月10日付け2農畜機第269号

牛及び豚の原皮（以下「原皮」という。）は、その多くを海外に輸出しているが、新型コロナウイルス感染症の世界的な発生に伴い、中国・EUでの革の需要が大きく低下し、輸出ができなくなった原皮が国内に滞留している状況にある。

このような事態を放置すると、食肉処理機能の著しい低下と輸出産業の衰退を招きかねない。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、緊急的に原皮の国内利用促進及び需給安定を図るための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって原皮需給の安定化と我が国の食肉の供給安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号—1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、一般社団法人日本畜産副産物協会とする。

第2 事業の内容

1 需給安定対策

事業実施主体は、原皮の需給安定を図るため、原皮を処理する事業者（以下「原皮業者」という。）又は肉骨粉を製造する事業者（以下「レンダリング業者」という。）が以下の（1）から（4）までに掲げる事業を実施した場合に促進費を交付するものとする。

ただし、（3）に掲げる事業を行う場合は原皮業者とレンダリング業者が連携して処理に当たるものとする。

- (1) 一時保管
原皮業者が、原皮に塩蔵処理を施し、保管を行う。
 - (2) ウェットブルー加工等
原皮業者が、自ら又はなめし業者に委託し、原皮をウェットブルー等へのなめし処理を行うほか、当該ウェットブルー等への加工を行ったものの保管を行う。
ただし、なめし処理を委託したなめし業者に対し当該なめし皮を譲渡した場合は対象外とする。
 - (3) レンダリング処理及び焼却処理
原皮業者が生皮に前処理（脱脂等）を施し、その上でレンダリング業者に引き渡し、レンダリング業者がレンダリング処理したものの焼却を行う。
 - (4) 生皮又は余剰原皮の焼却処理
原皮業者が、食肉処理施設から発生した生皮又は原皮の焼却を行う。
- 2 事業実施主体は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた原皮の安定的な流通体制の整備に必要な次の事業を行う。
- (1) 原皮の安定的な流通体制の構築を図るための検討会の開催
 - (2) 本事業関連業者への周知・調整等の実施
 - (3) 本事業の円滑な推進のための現地調査等の実施

第3 事業の要件等

1 事業対象者

事業対象者は、原皮業者及びレンダリング業者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。）第3条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者
- (2) 化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者
- (3) (1) 又は (2) 以外の者であって、都道府県知事の推薦により理事長が適当と認める者

2 補助対象となる原皮

- (1) 本事業の対象となる原皮は、食肉処理施設から発生した豚及び牛の生皮（生皮に脱脂又は塩蔵処理を施したものを含む。）で

あって、次のいずれかに該当するものとする。

なお、1頭から生産された原皮は分割された場合にあっても1頭分とする。

ア 令和2年4月7日以降に処理された原皮

イ 令和2年4月7日時点で、原皮業者において在庫となっている原皮

(2) (1)の原皮又は(1)の原皮をウエットブルー等へ加工したものを保管する場合は、次の条件を満たした倉庫に保管するものとする。

ア 化製場法第3条第1項の許可を受けている者又は化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者

イ 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の行う登録を受けた者

(3) 生皮又は余剰原皮の焼却処理において、枚数の証明が困難な場合は、焼却事業者の発行する請求書等に記載された牛・豚別の原皮等の焼却重量を別表1に定める牛・豚別の原皮1枚当たり重量で除して求めるものとする。

(4) 焼却処分する事業者が、牛及び豚の原皮等を焼却し、畜種別の枚数又は重量のいずれも証明できない場合には、当該原皮等は補助対象外とする。

(5) 事業実施主体は、(3)で算出した原皮の枚数と原皮業者が作成した仕向表にある原皮の焼却枚数に著しい差異がみられる等の場合には、原皮業者に対し別途説明を求めた上で、補助対象となる原皮の枚数を決定するものとする。

第4 事業実施手続

1 実施要領の作成

事業実施主体は、第2の1の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続き等を定めた実施要領を作成して独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

原皮業者は、第2の1の事業を実施しようとする場合、事業実施

計画を作成し、事業所が所在する都道府県知事に協議の上、事業実施主体に提出するものとする。

ただし、「レンダリング処理及び焼却処理」を行う場合は、原皮業者とレンダリング処理を行うレンダリング業者との連名で事業実施計画を作成・提出するものとする。その場合、事業対象者の所在する都道府県が異なる場合には、それぞれの事業所の所在地を管轄する都道府県知事に協議の上、事業実施主体に提出するものとする。

原皮業者、レンダリング業者が次に掲げる事業実施計画の変更をしようとするときも、同様とする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 年度の事業費の30%を超える事業費の増減

(ウ) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 行動規範等の作成

(1) 事業対象者は、第2の1の事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し、実践すべき具体的行動の基準を規定した文書（事業対象者が所属する団体が定めた文書を遵守することを誓約した文書又は事業対象者自ら作成した文書。以下「行動規範等」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、「レンダリング処理及び焼却処理」を実施する場合においては、原皮業者又はレンダリング業者は、それぞれ行動規範等を作成し、事業実施主体に提出して差し支えないものとする。

(2) 事業実施主体は、第2の2の事業の実施に当たっては、あらかじめ(1)に規定する行動規範等と同様の文書を作成し、第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、事業対象者から提出を受けた行動規範等を取りまとめの上、自らの文書とともに理事長に提出するものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

第5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第6 事業の推進指導等

1 事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、農林水産省及

び機構の指導の下、都道府県・関係団体との連携に努め、事業対象者に対し、本事業の助言・指導を行うほか、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

2 事業対象者は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

3 都道府県知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、本事業の趣旨、内容等の周知徹底、関係者に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第7 機構の補助

機構は、予算の範囲内において別表2に定める補助対象経費及び補助率により第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第8 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、第3の2の規定に基づき事業対象者から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自らの事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の原皮需給安定緊急対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の原皮需給安定緊急対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 年度の事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、

別紙様式第3号の原皮需給安定緊急対策事業概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

(1) 事業対象者は、事業終了後遅滞なく事業対象者の事業所が所在する都道府県知事を経由して、事業実施主体に対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

なお、レンダリング・焼却処理（焼却のみの場合を除く。）を行った場合の事業の実績報告は、原皮業者とレンダリング処理を行ったレンダリング業者との連名で行うものとする。その場合、事業対象者の所在する都道府県が異なる場合には、それぞれの事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)により提出された事業の実績を取りまとめの上、この事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、自らの事業の実績とともに別紙様式第4号の原皮需給安定緊急対策事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

5 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 事業実施主体は、1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(2) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、4の(2)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合にお

いて、4の(2)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の原皮需給安定緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額((2)の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び事業対象者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則 (令和2年4月10日付け2農畜機第269号)

この要綱は、令和2年4月10日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

別表 1

種別	原皮 1 枚あたり重量	単価を用いる際の条件
牛原皮重量	1 枚あたり 29.04kg	(1) 焼却処分した事業者の発行する、牛・豚別の原皮等の重量を証する書類を実績報告書に添付すること。 (2) 算式で用いる牛・豚別の焼却重量 (k g) は、小数点以下を切り捨て、当該算式により算出した補助対象となる原皮の枚数についても、小数点以下を切り捨てとすること。
豚原皮重量	1 枚あたり 5.01kg	

別表 2

補助対象経費	補助率
1 一時保管 輸出が滞っている原皮の保管を実施した場合の促進費	定額 [豚原皮]8 円/枚/月 [牛原皮]40 円/枚/月
2 ウエットブルー加工等 原皮業者が自ら又は委託によりウエットブルー加工を実施した場合、当該ウエットブルーの保管を実施した場合の促進費	ウエットブルー加工 定額 [豚原皮]100 円/枚 [牛原皮]550 円/枚 保管 定額 [豚原皮]8 円/枚/月 [牛原皮]40 円/枚/月
3 レンダリング処理及び焼却処理 レンダリング処理したものを焼却した場合の促進費	定額 [豚原皮] ・原皮業者に 32.5 円/枚 ・レンダリング業者に 136.5 円/枚 [牛原皮] ・原皮業者に 179 円/枚 ・レンダリング業者に 802 円/枚
4 生皮又は余剰原皮の焼却処理 生皮又は原皮を焼却処分した場合の促進費	[豚原皮]52.5 円/枚 [牛原皮]288.8 円/枚
5 事業を推進するのに必要な経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度原皮需給安定緊急対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において原皮需給安定緊急対策事業を下記のとおり実施したいので、原皮需給安定緊急対策事業実施要綱第8の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「原皮需給安定緊急対策事業実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費 円	負担区分		備考
		補助金 円	その他 円	
計				

- (注) 1 区分欄は、実施要綱第2に規定された事業の種類ごとに記載すること。
- 2 備考欄は、事業費の算出根拠等を記載すること。
- 3 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

原皮需給安定緊急対策事業実施計画

1 一時保管

都道府県名	原皮業者名	(1) 豚原皮の保管経費：8円/枚		(2) 牛原皮の保管経費：40円/枚		合計		備考
		対象枚数	保管月数	対象枚数	保管月数	事業費	事業費	
〇〇〇県								
	小計							
〇〇〇県								
	小計							
合計								

2 ウエットブルナー加工等

(1) ウエットブルナー加工を実施した場合

都道府県名	原皮業者名	(1) 豚原皮のなめし処理：100円/枚		(2) 牛原皮のなめし処理：550円/枚		合計		備考
		対象枚数	事業費	対象枚数	事業費	事業費	事業費	
〇〇〇県								
	小計							
〇〇〇県								
	小計							
合計								

注：各原皮業者が提出した実施計画の写しを添付のこと

(2) ウエットブルー保管

都道府県名	原皮業者名	(1) 豚原皮の保管経費：8円/枚		(2) 牛原皮の保管経費：40円/枚		合計	備考
		対象枚数	保管月数	事業費	対象枚数		
〇〇〇県							
	小計						
〇〇〇県							
	小計						
合計							

3 レンダリング処理及び焼却処理

(1) レンダリング処理後、焼却したもの（原皮業者分）

都道府県名	原皮業者名	豚原皮32.5円/枚		牛原皮179円/枚		合計	備考
		対象枚数	事業費	対象枚数	事業費		
〇〇〇県							
	小計						
〇〇〇県							
	小計						
合計							

注：各原皮業者が提出した実施計画の写しを添付のこと

(2) レンダリング処理後、焼却したもの（レンダリング業者分）

都道府県名	レンダリング業者名	豚原皮136.5円/枚		牛原皮802円/枚		合計		備考
		対象枚数	事業費	対象枚数	事業費	事業費		
〇〇〇県								
	小計							
〇〇〇県								
	小計							
合計								

注：各レンダリング業者が提出した実施計画の写しを添付のこと

4 生皮又は余剰原皮の焼却処理

都道府県名	原皮業者名	焼却処分				合計		備考
		豚原皮52.5円/枚		牛原皮288.8円/枚		事業費		
		対象枚数	事業費	対象枚数	事業費			
〇〇〇県								
	小計							
〇〇〇県								
	小計							
合計								

注：各原皮業者が提出した実施計画の写しを添付のこと

5 事業推進

内容	事業費	積算基礎

別紙様式第 2 号

令和 年度原皮需給安定緊急対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった原皮需給安定緊急対策事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、原皮需給安定緊急対策事業実施要綱第 8 の 2 の規定に基づき申請します。

記

1 変更する理由及び内容

2 関係書類

別紙様式第 1 号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで掲載すること。

別紙様式第3号

令和 年度原皮需給安定緊急対策事業概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった原皮需給安定緊急対策事業について、下記により金 円を概算払により支払われたく原皮需給安定緊急対策事業助成実施要綱第8の3(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回概算 払請求額	残額
	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費 出来高			
	円	円	円	円	%	円	円	円
計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

別紙様式第4号

令和 年度原皮需給安定緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった原皮需給安定緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、原皮需給安定緊急対策事業実施要綱第8の4の(2)の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
(別紙様式第1号の別紙に準じて作成する。ただし、計画を上段に()書きで記載し、下段に実績を記載するものとする。)
- 3 事業開始及び完了年月日
- 4 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	交付決定額		事業実績		概算払額	精算額
	事業費	補助金	事業費	補助金		
	円	円	円	円	円	円
合 計						

(注1) それぞれの事業項目ごとに記載すること。

(注2) 支出実績を証する書類は次のとおりとする。

- ① 生皮の供給元である食肉処理施設からの出荷の際に、食肉処理施設が発行する牛豚別の生皮の枚数を証する書類（原皮業者に限る。）
- ② 原皮又は原皮をウェットブルー等へ加工したものを保管する場合
 - ア 保管場所に係る書類（化製場法の取り扱いを証する書面）
 - イ 保管料に係る書類（領収書等）
- ③ ウェットブルー加工
 - ア なめし業者との委託契約書
 - イ 委託したなめし処理経費に係る領収書
- ④ レンダリング処理及び焼却処理
 - ア 原皮業者がレンダリング業者へ引き渡す場合
 - ・レンダリング業者が牛豚別の原皮の枚数を受領したことを証する書類
 - イ レンダリング業者が原皮業者から引き受ける場合
 - ・原皮業者が原皮を納品したことを証する書類（牛豚別の原皮の枚数）
 - ・原皮を焼却処理したことを証する書類（牛豚別の原皮の枚数）
- ⑤ 生皮又は余剰原皮の焼却処理
 - ・焼却処分した事業者が発行する、牛豚別の生皮及び塩蔵した原皮の枚数を焼却処分したことを証する書類

5 振込先

別紙様式第5号

令和 年度原皮需給安定緊急対策事業に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった
原皮需給安定緊急対策事業補助金について、原皮需給安定緊急対策事業
実施要綱第8の5の(3)の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額
円を返還します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律
第179号）第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け
農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料